

平成23年度 第3回労使間意見交換会  
議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成23年(2011年)8月26日(金)16:28~16:54
2. 場所：統計部第1会議室(北別館3FドアNo.314)
3. 出席者：

農林水産省	枝元 真徹	大臣官房秘書課長
同	今井 良伸	大臣官房地方課長
同	小松 米夫	大臣官房秘書課人事調査官
同	山口潤一郎	大臣官房秘書課調査官

全農林労働組合中央本部	石原 富雄	副委員長兼調査交渉部長(非現業担当)
同	岡本 吉洋	財政局長
同	原子 秀夫	調査交渉部長(独法担当)
同	間 英輔	組織教宣部長

(概要)

(山口秘書課調査官)

定刻になったので、平成23年度第3回労使間意見交換会を開催する。

開会に当たり、枝元秘書課長から今回の労使間意見交換会の趣旨について説明いただく。

(枝元秘書課長)

8月9日に第2回労使間意見交換会を開催し、組織再編時の要員の配置、職員の勤務地等を議題として意見交換を行ったが、その際、戸別所得補償対策などの重要施策を切れ目なく実施する体制を構築するためには、現場の職員の意見を聴取し、意思疎通を図りながら対応することが必要であることから、職員団体の皆さんの御要望も踏まえ、ブロック段階において意見聴取会を開催することとし、地方農政局等に指示したところである。

今回の意見交換会においては、各ブロックの意見聴取会で出された御意見等に関し、本省段階で見解を示すべき事項についての当局の見解や、地域センターの支所及び別庁舎の管理体制等についてお示しし、それを議題として意見交換したいと考えている。

組織再編まで僅かな時間となったが、職員の皆さんと共通の認識の下で、新し

い組織が農林水産行政の重要課題に適切に対応し、国民から期待される役割を果たせるものとなるよう、十分意見交換したいと考えているので御協力を御願います。

(山口秘書課調査官)

まず、本日の資料を確認させていただく。

配付している資料であるが、

資料1「農林水産省の全ての職員のみなさんへ」(農林水産大臣メッセージ)

資料2「農林水産省の組織再編について」

資料3「意見聴取会における組織再編及び業務運営についての課題等」

資料4の「地域センター支所及び別庁舎の管理体制について」

である。

これらの資料の労使間意見交換会終了後の取扱いであるが、資料2については議事要旨とともに農林水産省HP及び職員掲示板に掲載することとするが、その他の資料については「機密性2B」と格付けされ、「職員限り」との使用制限を課されていることから、労使間意見交換会運営規則第2条第3項の規定に基づいて職員を除き非公表とし、職員掲示板への掲載のみとするのでご了承いただきたい。

それでは、本日の出席者を紹介する。当局側として、枝元秘書課長、今井地方課長、小松秘書課人事調査官、それに私、進行役を務めさせていただく秘書課調査官の山口です。

次に、職員団体側として、石原副委員長兼調査交渉部長、岡本財政局長、原子調査交渉部長、間組織教宣部長。

それでは、資料の説明をさせていただく。

資料1については、組織再編に当たって大臣から農林水産省全職員に対して出された職務への取り組み姿勢に関するメッセージであり、資料2については9月1日に実施される組織再編の内容を整理したものとなっている。これらについては、本日、職員掲示板等に掲載されたものであるが、今回の意見交換会の資料としても活用し、職員への周知を図りたいと考えている。

続いて、資料3について秘書課長から説明いただく。

(枝元秘書課長)

それでは資料3について説明させていただく。

各地方農政局及び北海道農政事務所においては、第2回の意見交換会での議論を踏まえた指示に基づき、県等を代表する職員団体の役員の皆さんにも参加いた

だいて、8月17日から8月23日の間にそれぞれ意見聴取会を開催したところである。意見聴取会の中では、組織再編を踏まえた個別業務の具体的な運営等に関する貴重な御意見等が多数出されたとの報告を受けている。それらの意見については、それぞれの業務ラインで共有するとともに、今後の業務運営に反映させ、有効に活用したいと考えている。特に、東京地域センターについて、消費・安全業務等の個別の業務運営に関する御意見をいただいているが、引き続き本省担当部局と関東農政局及び東京地域センターとの間で連携を密に保ちながら、適切な業務が確保されるよう努めて参りたい。

なお、意見聴取会での御意見の中には、本省段階で統一的に見解を整理すべき事項もあることから、それらについて資料3に整理したところである。この内容については、それぞれご覧いただきたいが、1点目の官用車による移動時間の取扱いについては私から説明させていただく。

この案件については、当局としても従前より改善すべき課題として認識しており、振替や超過勤務として取り扱われるよう人事院に要望してきたところであるが、先般、人事院から、官用車を運転する職員に関し、これまで認められなかった同乗者なしで1人で官用車を運転する場合を含め、移動時間であっても、あらかじめ勤務時間を指示し、出張後に確認することにより振替や超過勤務として取扱うことができるとの回答があったところである。

については、この回答に基づいた取扱いについて早急に各局庁担当者に徹底し、適正な運用を図ることとしたい。

一方、同乗者については、その移動時間の性質が、他の交通手段で移動する場合と基本的な相違はないことから、原則として超過勤務等の対象とは認められないとの回答であったことから、同乗者の移動時間についても振替や超過勤務として取り扱われるよう引き続き人事院に対し要望して参りたい。

(山口秘書課調査官)

次に資料4について今井地方課長から説明いただく。

(今井地方課長)

資料4について説明させていただく。

資料4については、各局の意見聴取会でもお問い合わせのあった地域センター支所及び勤務官署が別の庁舎となる場合における、勤務管理者と人事評価における評価者について整理した資料である。

現在の農政事務所において、課長が勤務管理者及び評価者となっていることを踏まえ、原則として、再編後の地域センターにおいては、総括専門官(課長クラス)を勤務管理者及び評価者とする。

なお、支所においては、地域センター一次長に支所の責任者としての職務命令を行うことから、地域センター一次長を支所の職員の勤務管理者及び評価者とする。

しかしながら、必要に応じて支所に総括専門官（課長クラス）を配置する場合は、当該総括専門官を支所の職員の勤務管理者及び評価者とするものである。

また、勤務官署が別の庁舎となる場合については、責任者の指定等を行わないものの、総括専門官等の管理職員を配置する際は当該専門官等を勤務管理者及び評価者とするなど、支所に準じた取り扱いとするものである。

（山口秘書課調査官）

それでは、以上の説明を踏まえて意見交換を行いたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

組織再編が目前に迫る中で、各ブロックにおいて意見聴取会が開催されたところであるが、再編に関する様々な課題が実際に生じているのはそれぞれの現場・職場であり、意見聴取会を通じて、労使間で意思疎通が図られたことは大きな意義を持つものと受け止めている。

意見聴取会で集約された課題については、しっかりとブロック段階で整理し、円滑に農政を実施する体制を構築することが重要である。

統一的な課題については、対応方針が提示されているところであるが、今ほど説明のあった内容や意見聴取会における議論等も踏まえ何点か、意見交換させていただく。

まず、業務計画についてである。

意見聴取会については、8月17日から23日の間で開催されたことから、業務計画の作成途上であったこともあり、早急に業務計画を示すことや、職員の意見の反映を求める意見が多く出されている。

業務計画においては、職員一人ひとりが担当する業務内容や業務量を把握できるものとするとのことであったが、担当業務や指揮・命令系統、農政局本局や地域センター、支所との間での連絡・調整等について、各職員が十分に認識・理解し、9月より混乱することなくスムーズに業務が遂行出来る体制が整った状況にあるのか伺いたい。

（今井地方課長）

業務計画については、8月中旬までに作成し、その後各職場において職員説明を行い、業務実態や職員の意見も踏まえつつ決定することとなっており、意見聴取会開催時には必ずしも職員説明が終了していない部署等があったが、今回の意見聴取会での議論も踏まえつつ、9月1日の組織改正発足時までには職員説明を終え、決定する予定である。

業務計画の作成にあたっては、職員一人ひとりが自分が担当する業務内容や業務量を正確に把握できるよう、業務ごとに内容をできるだけ具体的に区分し、それぞれの業務量、担当者の人数等を明確にするよう指示しているところであり、9月からの新体制にスムーズに移行するための準備が進んでいるものと認識している。

なお、再編後は、地域センター長が、業務計画に沿って適切に業務が行われているか進捗管理を行い、必要に応じて適宜計画を修正していくこととしている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

次に、大きな欠員を抱える北海道、東海農政局等における業務運営についてである。

9月の組織再編時には、人員配置が不足する状況にあるが、特定の職員に負担がかからないように業務計画を作成するとされていたものの、その計画が示されていない。

意見聴取会とのタイムラグにより、当該職場においては既に具体的な方針が示されていることと思われるが、どのような業務計画となったのか。

また、東京地域センターについては、意見聴取会において、食品表示・監視業務など個別の業務運営に関する課題について本省に強く要請するとの見解が示されていることから、本省、局、センターが連携を深め、業務が円滑に遂行できるようしっかりと対応いただきたい。

（今井地方課長）

業務計画の作成にあたっては、あらかじめ各業務ごとの指揮命令系統や業務量、スケジュール等を総合的に把握した上で、効率的に業務処理を進めるための体制を構築するよう留意している。

特に、組織再編後において欠員が生じる都道府県については、特定の職員に過度な業務負担が生じないよう、スタッフ制の特性を生かした機動的な業務分担を行うなど業務運営のあり方に留意するとともに、必要に応じて本局及び本省の所管課と相談・調整を行った上で、円滑に業務運営が図られるよう留意していく。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

繰り返しになるが、業務計画に基づいて混乱のないよう対応していただきたい。また、当該農政局からの要請については、しっかりと対応いただきたい。

次に、業務計画に基づく業務運営についてである。

業務運営にあたっては、業務計画に基づいて当局が的確に工程管理を行うことが重要である。

しかしながら、作成された業務計画に基づく工程管理が目的化し、業務の実態を踏まえた見直しが行われていないとの状況も意見として出されている。

組織再編後は、組織体制、管轄区域の広域化、スタッフ化など、業務を遂行する体制が大きく変わる中で、新たな課題が生じることも見込まれる。そのためにも、業務の進捗状況を適宜検証するとともに、職員の意見を十分に踏まえ、業務調整や業務計画の見直しを行うことが重要と考えるがいかがか。

（今井地方課長）

業務運営にあたっては、各業務について、職員間の日常的なコミュニケーションの形成を図り、管理職が職員の問題意識を把握するよう努めるとともに、業務の進捗状況や職員の意見を踏まえた上で、必要に応じて業務調整や業務計画の見直しを行うよう改めて指示して参りたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

次に、業務運営に関連して、作業指示についてである。

現場段階への作業依頼等について、指示が非常に多く、また、十分な作業期間が確保できず、関係機関との調整も必要なことから対応に苦慮しているとの意見が出されている。

特に、戸別所得補償制度における地域協議会への作業依頼が必要な場合など、対外的な対応が必要なものについては、十分な作業期間を確保することが必要である。また、作業依頼の件数が多い中で、内容が重複している事例もあるとのことである。

作業指示については、業務ごとの実態に即して十分な作業期間を確保するとともに、業務計画や現場の実態を踏まえて、現場段階で混乱が生じることがないように対応いただきたい。

（今井地方課長）

現場段階への作業依頼については、できるだけ準備期間が確保できるようにするとともに、やむを得ず緊急的に対応せざるを得ないケースが発生した際にも、混乱が生じないよう現場段階が対応しやすい指示が的確に行われるよう本省内の各局に周知を図ることとする。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

次に、既存業務の効率化に関してである。

意見聴取会においては、連年にわたる定員削減によって人員が大きく減少している中で、統計業務を中心に既存業務の抜本的な効率化を求める意見が多く出さ

れている。

この間も、効率化の方策の検討、業務調整や応援体制の構築などについて見解が示されてきたところであるが、それらを踏まえても十分な改善が図られるに至っていない状況である。現場実態や職員の意見を十分に踏まえ、必要な措置を早急に講じていただきたい。

（今井地方課長）

既存業務の効率化については、これまでも例えば統計業務において、調査体系及び項目の見直しとともに、職員調査による調査本数を絞り込むほか、報告期限等の弾力的運用を図るなど、業務内容の見直しを行ってきたところである。

厳しい定員事情の中で戸別所得補償制度の本格実施など新たな業務にも適切に対応していかなければならないという状況も踏まえ、既存業務の効率化については、現場実態や職員の意見も十分に踏まえながら、今後とも不断に取り組んで参りたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

次に、定員配置についてである。

第2回労使間意見交換会において、センター、支所ごとの職員配置については、今後、業務量等を勘案し、必要に応じて見直しを行うことも検討するとの見解が示されている。

一方で、意見聴取会においては、配置人員の根拠が明確に示されていないこともあり、適正となっていないのではないかと意見もあったところである。各センター、支所における職員配置については、組織再編後の業務実態を十分に検証し、必要があれば速やかに見直しが行われるよう改めて要請する。

（今井地方課長）

各地域センター及び支所においては、配置する職員が、どのような業務内容・業務量を実施すればよいかを理解できるよう、可能な限りこれらを業務計画に盛り込むよう努めているところであるが、地域センター等への移行後の実際の業務運営において、地域農業の特性等により個々の職員への業務負担が想定を超えるような場合には、必要に応じて業務計画を見直す等の対応を図るほか、それでも対応できないような場合には職員配置についても検討して参りたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

次に、庁舎整備に関してである。

組織再編に伴う庁舎移転にあたっては、この間、統合・移転時期などについて

職員に情報提供するとともに、職員の意見を踏まえて移転計画が作成されたことにより、限られた時間の中で、大きな混乱もなく今日に至っているものと考えている。

今後も庁舎整備が予定されている中で、庁舎ごとに個別具体の課題もあるものと思われるが、良好な執務環境の確保に向けて万全を期すとともに、必要な予算が確保されるよう要請する。

なお、庁舎移転計画に変更が生じた場合は、前広に職員に説明するとともに、職員の意見が十分に反映されるよう対応いただきたい。

(今井地方課長)

庁舎整備に必要な予算については、引き続き確保に努めて参りたい。

また、9月以降に庁舎の統合移転を計画している機関についても、これまでの対応と同様に職員から寄せられた意見を踏まえて計画を作成し、計画に変更が生じた場合にはその都度、職員に説明するという方針に変わりはない。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

次に、管轄区域の広域化に伴う出張に関連する課題についてである。

先ほど、秘書課長より説明があったところであるが、出張に関連して、安全確保、官用車の移動時間における同乗者の超勤等の取り扱い、予算の確保など、様々な課題が出されている。

とりわけ、旅費及び超勤予算については、非常に厳しい状況と思われるが、9月以降の予算が確保されているのか伺いたい。

(今井地方課長)

9月以降の旅費及び超勤予算の確保についてであるが、業務に支障を来すことがないように、必要となる予算の確保に努めて参りたい。

(石原副委員長兼調査交渉部長)

特に北海道からは厳しい意見が出されているので、混乱のないよう対応していただきたい。

次に、東日本大震災に関する支援体制についてである。

東日本大震災に対応した支援チームや福島第一原発事故の賠償請求に係る応援体制など、複数の支援体制が編成されている。また、組織再編により管轄区域が広域化する中での通常業務への対応など、様々な業務が輻輳することが懸念される。そのような中で、特定の職員に負担がかかることがないように、業務計画に基

づいて業務運営が行われるよう対応いただきたい。

（今井地方課長）

東日本大震災に関する支援については、支援対象地域における被災状況や地元の要望内容等を事前に調査するとともに、それに対応した職員の担当分野や員数を精査した上で実施することが重要であると考えている。

その上で、東北農政局及び支援対象地域にアクセスしやすい拠点の職員によって対応することを基本としつつ、専門的な知見が求められるケースについては、適宜本省等から職員を出張させること等により、限られた職員数の中でも効果的な支援を行っていくことを考えている。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

次に、地域センター支所及び別庁舎の管理体制についてである。

先程の説明では、地域センター次長及び総括専門官（課長クラス）を必要に応じて配置するとしているが、配置にあたっての考え方を示していただきたい。

また、勤務官署が異なる者が勤務管理や人事評価を行うとしているが、厳格な勤務時間管理体制の確立及び適正な人事評価の実施、円滑な業務運営を行うためには、職員との日常的なコミュニケーションは不可欠と考えるが、どのように対応するのか。

（今井地方課長）

地域センター支所及び別庁舎への管理職の配置については、業務運営上の必要性を考慮し配置したものである。

また、管理職と職員を別庁舎に配置せざるを得ない場合もあるが、業務を円滑に推進するためには、各管理職が別庁舎にこまめに出向く等、職員と十分にコミュニケーションを図るよう努めることが重要であると考えており、この旨指導して参りたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

管理職が配置されない場合、混乱のないよう対応していただきたい。

最後に、要員の確保についてである。

持続可能な力強い農林水産業の展開に向けて、新たな業務への対応が求められる一方で、意見聴取会の論議をみると、9月以降の業務運営にあたって応援体制の構築による対応が前提となっているなど、引き続き定員事情は厳しいものと考えている。

退職者数に見合った新規採用の確保はもとより、業務の遂行に必要な農政局の定員をしっかりと確保いただきたい。

（今井地方課長）

地方農政局や地域センター等の農林水産省の地方組織については、地域において国が農政サービスを提供する唯一の機関として、農業者を始め、地方自治体や農業関係団体等の幅広い関係者から、戸別所得補償制度や農山漁村の6次産業化、さらには食の安全確保等の重要な役割を發揮することを強く求められていると認識している。

このため、これらの業務の的確な遂行や今後の新たな農政施策の展開も見据え、新規採用者の確保とともに、必要な定員数の確保にもしっかりと取り組んで参りたい。

（石原副委員長兼調査交渉部長）

組織再編にあたっては、昨年来、数次にわたる意見交換において、課題を共有化し、農業者戸別所得補償制度や6次産業化などの業務を円滑に新組織に移行するため、議論を重ねてきたところである。

一方で、今回の意見聴取会においては、意思疎通や情報の共有化が不足しているとの意見も多く集約されている。

短い期間ではあったものの、これまでは準備期間で、これからが本番であり、9月からの新組織における業務遂行が停滞することは許されない。

組織や業務遂行の体制は大きく変わることとなるが、一人ひとりの職員としてしっかりと意思疎通を図り、新組織においてやりがいと責任をもって業務が遂行されるよう対応いただきたい。

我々としても、引き続き各段階における課題把握を行い、必要に応じてそれぞれ改善を求めするので、誠意を持って対応いただきたい。

また、今後のブロック間、県間の人員の不均衡の解消に向けても、多くの意見が出されている。来年度当初に向けた要員調整にあたっては、その方針や考え方について、十分に意見交換を行うよう要請する。

（枝元秘書課長）

いよいよ9月1日から新組織がスタートする。地方組織にあっては、地域センター、支所という体制の下でスタッフ制による業務運営となるなど、勤務する環境は大きく変化する。このため、各職場において業務実態や職員の意見を踏まえた業務計画を作成し、効率的に業務を実施し得る体制を構築しているところであるが、今後も職員の意見は真摯に受け止め、改善すべき案件については適正に対処したい。

いずれにしても、今回の組織再編に当たっては、大臣メッセージにもあるように、全職員が今一度意識と行動を確認して、気持ちを引き締めて日々の業務の遂行に当たっていかねばならないと考えているのでよろしくお願いしたい。

(山口秘書課調査官)

それでは、以上を持って平成23年度第3回労使間意見交換会を終了する。

— 以 上 —